

かにロードサポーター活動助成実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、市が管理する道路（歩道、路肩及び法面を含む。以下同じ。）において、年間を通じて除草、清掃及びパトロールを実施する団体を、かにロードサポーター（以下、「サポーター」という。）として認定し、その活動に対し、市の予算の範囲内でその費用の一部を助成することに関し、可児市補助金交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めることのほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすサポーターとする。

- (1) 可児市内で年3回以上の活動ができること。
- (2) 自治会又は市長が適当と認める構成員10人以上の団体であること。
- (3) 1回の活動における道路の実施延長が500m以上であること。
- (4) 3年間以上の継続活動ができること。
- (5) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。

(サポーター登録)

第3条 助成を受けようとするサポーターは、かにロードサポーター登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録を許可したときは、かにロードサポーター登録認定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(対象活動)

第4条 助成の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。ただし、道路占用物件の維持、管理のために行う活動及び営利を目的とした活動は除く。

- (1) 道路の除草（除草した草を処分することを含む。）
- (2) 道路の清掃（清掃により収集したゴミを処分することを含む。）
- (3) 道路のパトロール
- (4) その他道路の美化・維持活動として市長が認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象活動としない。

- (1) 国、県又は市から別に助成等を受けている活動
- (2) 活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する活動
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く活動
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする活動
- (5) その他助成することが適当でないと認められる活動

3 活動の対象道路は、市とサポーターが協議し、決定する。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、前条に規定する活動に要した次の表に掲げる経費とする。ただし、サポーターの運営に係る経費については対象経費としない。

項 目	内 容
資機材購入費	草刈り機、一輪車、バリケード等
消耗品費	ほうき、軍手、かま、燃料、ごみ袋、草刈り機の刃等
借上料	活動に必要な機器を、機器の貸出しを業とするものから借り上げるのに要する経費
その他	活動に必要な経費として市長が認めるもの

(助成金額)

第6条 助成金の額は、1年目は、10万円、2年目以降は5万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に交付を受けた助成金で購入した資機材の使用年数が7年を超え、使用上支障があると認める場合は、当該資機材を買い換える年度に限り、助成金の額は8万円とする。

(助成金の交付回数)

第7条 助成は、1サポーターにつき年1回とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとするサポーターは、交付申請書を各年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、活動助成につき必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。